

## 「学生教育研究災害傷害保険」についての アンケート集計結果報告

昭和 57 年 1 月 22 日

国立大学協会第 4 常置委員会

第 4 常置委員会が国大協第 69 回総会において承認を得、実施した「学生教育研究災害傷害保険」に関するアンケートは送付大学 93 に対し 90 大学より回答を得、回収率 97 % という高率に達した。個々の設問に対する回答を集計整理した結果を要約して以下に報告する。

アンケートの設問は I から V までの 5 間であるが、第 II 間は 2 個の小設問に、第 III 間は 3 個の小設問に、第 IV 間は 2 個の小設問に分れている。

第 I 間は被保険者（保険加入者）の資格について疑問の生じた場合の有無を問うたものであるが、アンケート結果による限り、そういうケースは全くなかったといえる。

第 II 間は本保険の担保内容（どのような災害・傷害に対し保険の適用が受けられるか）にかかるものである。その(1)は担保内容に含まれていない災害・傷害のために大学が困った事例を問うたものであるが、7 大学があると答えただけで少數であった。その(2)は現行の担保内容は拡充し、学生生活において生ずるすべての傷害等を包括するようにすることの是非を問うたものである。これに対し、本保険制度の趣旨からみて現在のままでよいとするもの 19 、担保内容は現行に留め、支払保険金の増額など給付内容を充実すべきであるとするもの 34 、給付内容は十分でなくとも、大学への通学途上の傷害なども担保内容に加えるべきであるとの意見が 55 で最も多かった。また現行の保険制度とは別に学生生活全般にかかる疾病・傷害などの補償・救

済について何等かの制度を設けてはどうかとの問に対し、16 大学が賛意を表した。

第 III 間は支払保険金の種類及び金額に係る問である。その(1)は同一の災害・傷害であっても、それが正課・学校行事中に生じた場合と、課外活動中に生じた場合では支払われる保険金額に差があるのであるが、これに対し、やむを得ないとする大学 38 、課外活動中の事故も正課・学校行事中の事故と同等に取扱うべきであるとする大学 58 で、その比は約 2 : 3 であった。その(2)は、支払保険金は死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金の 3 種に分れるが、3 者間の軽重のバランスについて問うたものである。これに対し、現行通りでよいが 46 大学で最も多く、次いで医療給付金の増を主張するもの 38 大学、後遺障害を重視せよとするもの 26 大学、死亡を重くみよとするもの 15 大学の順であった。その(3)は、医療保険金・後遺障害保険金・死亡保険金の給付（支払）条件に係るものである。(ア) 死亡保険金は事故発生後 180 日以内に死亡した者に、後遺障害保険金は事故発生後 180 日以内に生じたものに支払われるが、現行でよしとする大学 88 、改善を要するとする大学 2 で、この件については全大学の意見がほぼ一致するものと考えられる。(イ) 医療保険金は、正課・学校行事中の傷害等は治療日数 4 日以上のものに対し、課外活動中の傷害等は治療日数 30 日以上のものに対し支払われるが、これに対し現行で可とするもの 60 大学、治療期間の区分を含め改善の要ありとする大学 30 であった。

第 IV 間は保険料（保険掛金）に係るものである。その(1)は、保険料は文科系学生は年 350 円、理工・体育系学生は年 850 円で、両者間に年 500 円の差がある。これに対し、現行で可とする大学 69 、その差を縮めるべきであるとする大学 20 、その差を拡げるべしとする大学 4 であった。その(2)は現行の保険料が適当であるかどうかを問うたものである。これに対し、現行の保険料

を適当とする大学 6 7 で最も多く、次いで担保内容を拡げたり支払保険金を増額するなら保険料を上げてもよいとする大学 3 0 、支払保険金を減額してもよいから保険料を下げるべきであるとする大学は 0 であった。

最後に第 V 問として、本保険以外に大学独自に学生の災害・傷害・疾病等に対する補償・救済制度があるかどうかを聞いた所、以下の回答を得た。

学生健康保険組合	15 大学
互助共済・後援会・見舞金制度等	11 大学
保険（会社）	1 大学